

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二三三) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)(第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。))を次のとおり実施します。

平成二十四年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 適性試験等の日時及び場所

平成二四、六、二六 午後一時三〇分 下関市立豊田図書館

七、三 午後一時

山口市大海総合センター

サンライフ萩

山口県柳井総合庁舎

美祢市美東センター

下関市菊川ふれあい会館

山口県柳井総合庁舎

須佐公民館

山口市阿東地域交流センター 地福分館

美祢市民会館

山口市徳地山村開発センター

萩市福栄コミュニティセンター

ラポールゆや

山口県周南総合庁舎

ときわ湖水ホール

山口県民文化ホールいわくに

山口県周南総合庁舎

山口県民文化ホールいわくに

宇部市万倉ふれあいセンター

山口県民文化ホールいわくに

山口県周南総合庁舎

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十四年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所

下関市立豊田図書館 平成二四、六、一八 午後五時

山口市大海総合センター " 二五 "

サンライフ萩 " " "

山口県柳井総合庁舎 " " "

美祢市美東センター " " "

下関市菊川ふれあい会館 " " "

平成二十四年五月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁